

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

被扶養者に係る認定について、厚生労働省保険局長より、以下の通知がありましたのでお知らせします。「令和7年7月4日付け保発 0704 第2号」

健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の認定について

今般、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いについて以下の通り定められました。

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。
2. 上記の取扱いは、令和7年 10 月1日から適用すること

以上